

**令和6年度観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金
補助対象事業候補募集要領**

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課

1 目的

本県への観光客の誘客、リピーター獲得につなげるため、特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツ（観光素材）づくりやこれら結び付けた魅力ある滞在エリアの創造に取り組む事業者等に対して支援することを目的に、観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。

2 募集事業の概要

令和7年2月28日（金）までに完了する事業（交付対象となる経費は、交付決定日から令和7年2月28日（金）まで）を対象に募集を行います。応募・採択状況により第2次募集を行うことがあります。

（予算額：以下（1）～（3）全体で6,500千円）

(1) 魅力ある宿泊体験メニュー創造事業（宿泊事業者向け支援メニュー）

ア 補助対象経費	<p>(ア) 民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品（飲食物・加工品・土産物等）、サービス（体験メニュー・プログラム）の企画・開発・整備、商品化に要する経費</p> <p>(イ) ホームページ制作、パンフレット作成、旅行会社やマスコミ関係者への情報提供等、作成したメニューの情報発信、販売促進、宣伝に必要な経費</p> <p>(ウ) 新規に民泊等施設を運営する際の許認可申請等に要する経費（更新に係る費用は含まない） [食品衛生責任者養成講習会受講料、旅館業・食品営業許可申請手数料、建築確認申請手数料] 等</p> <p>(エ) 自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が義務づけられた施設に係る同設備の購入、設置に係る経費</p> <p>※その宿でしか体験できない思い出に残る宿泊体験を提供し、その宿を訪れること自体が旅の目的となるオンラインワン民泊等施設である、又はその可能性が高いと認められるものであること。 ※(ア)に係る事業を必ず実施するものとし、事業期間内に商品化しなければならないこと。なお、商品化とは、パンフレットまたはホームページ等で販売できる状態の段階とすることをいう。 ※(ア)に係る事業により開発された商品・サービス等は季節が限定されるもののみでなく、年間を通じて提供が可能なものを含むこと。 ※過大な食糧費、報償費や事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>
イ 補助要件	<p>○本補助金において補助対象とする項目と同一の経費について、国・県等から補助金等を受けている又は受ける予定となっているものについては、本補助金は交付しない。</p> <p>○本補助金は次に掲げる全ての条件を満たす場合に交付するものとする。</p> <p>(ア) 民泊等施設の運営は原則として有償で行われ、かつ継続性のある事業であること。</p> <p>(イ) 補助事業完了後、最低5年以上民泊等施設の運営を行うこと。</p> <p>(ウ) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書を提出しなければならないこと。</p> <p>(エ) 補助事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。また、施設整備、運営等に関して関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続き・基準等を満たすこと又は満たす予定であること。</p> <p>(オ) 補助事業は交付決定年度内に完了するものを対象とするものであること。</p> <p>(カ) 新たに民泊等施設の運営を開始する予定として交付決定を受けた場合、交付決定年度内に宿泊者への施設提供を開始する事業であること。交付決定年度内にこれらの許認可等を得ることができない場合、本補助金は交付しないものとする。</p> <p>(キ) 遊休施設を民泊等施設とする場合、建設当初又は改修時に助成金等の交付を受けている場合は、財産処分等規定された手続きが終了又は終了見込みであること。</p> <p>(ク) 宗教活動、政治活動でないこと。</p> <p>(ケ) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。</p>
ウ 事業実施主体	<p>宿泊事業者 （農家の自宅等を利用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を新規に開業する者及び既に開業している者をいう。以下同じ）</p>
エ 補助事業者	同上
オ 補助率	3分の2
カ 上限額	500千円

※「民泊等施設」とは…住宅の一部又は遊休施設を活用して宿泊の用に供する施設であって、旅館業法の簡易宿所営業許可を受け営業している又は新規に許可を受け営業する見込みの施設、住宅宿泊事業法第3条の届出のあった施設のうち家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供できる施設及び宿泊を伴う体験学習の提供について旅館業法の適用除外となることが関係官庁により認められた施設又は認められる見込みの施設のうち、もっぱら観光客等のために宿泊を提供する施設

(2) 魅力ある滞在エリア創造支援事業（民泊推進協議会向け支援メニュー）

ア 補助対象経費	<p>(ア) 滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費</p> <p>(イ) これまでは宿泊客による消費効果が及びにくかった民泊等施設以外の飲食店・販売店や体験施設等に宿泊客を引き込み滞在エリア内での滞在時間を増やす取組に要する経費</p> <p>(ウ) 滞在エリア内における受入れ家庭確保のための掘り起こしに要する経費</p> <p>(エ) 滞在エリア内の宿泊事業者が運営する宿泊施設に係る（1）アの事業に要する経費</p> <p>(オ) 滞在エリアの品質評価のため、日本ファームステイ協会による「農泊品質評価支援制度」の評価を受けるために必要な経費</p> <p>〔 アドバイザー委託、先進地等視察、コーディネーター人件費（庶務的業務を行う者の人件費は除く）、地元講習会・研修会開催経費、イベント開催（一過性のイベントは除く） 等 〕</p> <p>※(ア)から(ウ)に係る事業のうちのいずれか2つ以上を必ず実施しなければならないこと。 ※(ア)から(ウ)に係る事業とあわせて(エ)に係る事業を実施する場合には、事業期間内に商品化しなければならないこと。なお、商品化とは、パンフレットまたはホームページ等で販売できる状態の段階とすることをいう。 ※過大な食糧費、報償費や事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>
イ 補助要件	(1) イに同じ
ウ 事業実施主体	民泊推進協議会 (鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む）で構成される連携事業者をいう。以下同じ)
エ 補助事業者	同上
オ 補助率	3分の2
カ 上限額	600千円（7者以上で構成される民泊推進協議会にあつては、1,000千円）

※「滞在エリア」とは・・・複数の民泊等施設が存在し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在、周遊できる魅力ある観光地域づくりに関係者が連携して一体的に取り組むことができる地区であつて、中学校区を基礎としてこれに近接する地区を含む。

(3) 魅力ある滞在施設整備事業

ア 補助対象経費	<p>その宿を訪れることが旅の目的となる宿泊施設等の整備に要する経費</p> <p>(ア) 日本ならではの伝統的な農山漁村生活体験や地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供する等、その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費</p> <p>(イ) 事業実施主体が運営する宿泊施設に係る（1）の事業に要する経費</p> <p>(ウ) 事業実施主体が実施する（2）の事業に要する経費</p> <p>〔 施設の内装や外装の改修（新築は含まない）、資材等の購入費、宿泊者が利用する風呂・洗面所・トイレ等の改修、建物に付随する消防等設備の新設・改修等、施設整備と一体として実施する備品のリース又は20万円未満の備品購入に要する経費（宿泊者専用の設備・器具に限る） 〕</p> <p>※（ア）に係る事業を必ず実施するものとし、増改築、改修により施設の魅力が高まる整備事業でなければならないこと。 ※（ア）に係る事業とあわせて（イ）に係る事業を実施する場合には、事業期間内に商品化しなければならないこと。なお、商品化とは、パンフレットまたはホームページ等で販売できる状態の段階とすることをいう。 ※滞在エリア内で複数の民泊等施設を整備する必要がある場合、1件の補助事業とすることができる。 ※専ら施設所有者及び従事者の居住・宿泊等に要する部分に係る経費は対象としないこと。 ※事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としないこと。</p>
イ 補助要件	(1) イに同じ
ウ 事業実施主体	宿泊事業者又は民泊推進協議会
エ 補助事業者	市町村※
オ 補助率	3分の1（市町村は別途6分の1以上）
カ 上限額	2,000千円

※（3）魅力ある滞在施設整備事業については、市町村からも補助金を受けることを条件としています。市町村の予算措置については、各市町村にご確認ください。

3 募集について

- (1) 募集期間： 令和6年5月10日（金）～令和6年6月10日（月）必着（郵送又は持参）
(2) 応募書類及び書類提出部数

応募書類	提出部数
① 事業計画書（様式第1号）	各1部
② 収支予算書（様式第2号）	
③ 評価項目に対する考え方（様式第3号）	

- (3) 応募方法： 郵送、持参のいずれでも可。（電子メール、ファクシミリは不可）
(4) 応募先： 鳥取県庁 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 （連絡先等は7をご覧ください）

4 応募に当たっての留意事項

応募に要する経費（ヒアリングへの参加等）は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

- (1) 事前審査（書類審査）
事業趣旨に適合した事業であるかどうかについて、応募書類による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。事前審査結果及び本審査日程等については応募者に通知します。
- (2) 本審査（ヒアリング審査）
事前審査通過者は、観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金審査会において、ヒアリングを実施し、事業内容についての審査等を行います。本審査への参加を事業採択の前提とします。
- ア 日程/開催方法： 令和6年6月下旬～7月上旬 オンライン開催
事前審査後に日程及びオンライン接続先は別途通知します。
- イ 審査内容： 審査は次の事項を総合的に判断して行い、採択事業を決定します。

評価項目	内容
事業の新規性・発展性	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
実施の確実性	事業内容に応じて、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。
計画の妥当性	収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
情報発信力	事業に話題性があり、本県への観光客誘客のための情報発信力が認められるか。
地域への波及効果	事業実施により地域活性化(にぎわい、交流)、地域経済(特産品開発、ブランド化)への波及効果が認められるか。

- (3) 候補となった事業については、改めて本補助金の交付申請手続きが必要になります。なお、その際、予算枠等の都合により交付決定額の制限を行う場合もあります。

6 その他

選定された事業の実施者については、鳥取県輝く鳥取創造本部長が別に定める観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金交付要綱に基づく本補助金の交付申請手続きを経て交付決定を行います。
事業終了後は、実績報告書を提出することが必要です。提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付してください。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができます。

7 応募・問合せ先

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話 0857-26-7961
--